

建不第1036号
令和2年2月28日

各建設業関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた経営事項審査における対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、経営事項審査の受審方法について、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、会員の皆様へ周知方特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 対象となる期間及び会場

令和2年3月2日（月）から令和2年3月13日（金）までに、千葉会場、海匝会場及び館山会場で実施する経営事項審査

2 受審方法について

受審方法について以下の（1）又は（2）を選択できます。

（1）会場における受審について

ア 会場で受付に記入後、申請書等を職員に提出し、原則として会場からご退場いただきます。審査が終了後、職員が申請者の携帯電話等にご連絡しますので、再び会場に戻り書類をお受け取り下さい。その際、補正の指示等をさせていただきます。

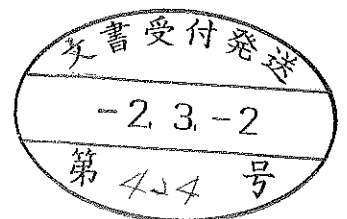
イ 会場にて審査終了まで待機いただくことも可能としますが、咳エチケットなど、同席されている申請者にご配慮ください。

（2）郵送による受付について

ア 上記期間中に経営事項審査を受審予定（補正等を含む。）の申請者については、申請書及び添付書類の郵送での申請受付を実施します。

イ 申請にあたり、原本提示とされている証拠書類等については、コピーでの審査を可とします。（証拠書類が省略できるものではありません。）

ウ 補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡し、受付が完了した申請者控え等の返却書類は、後日、県から郵送します。



3 その他の留意事項について

- (1) 上記2(1)「会場における受審について」は、海匝会場、館山会場においても同様に実施します。
- (2) 郵送の場合は、建設・不動産課宛てに郵送ください。(海匝土木事務所、安房土木事務所には郵送しないでください。)
- 郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て
- (3) 郵送の場合、令和2年3月13日(金)までに県庁に申請書等が到着すれば、令和2年4月15日(水)が結果通知書発送予定日となります。
- (4) その他不明点は、建設・不動産課契約審査班あてにご連絡ください。

千葉県県土整備部 建設・不動産課
契約・審査班

TEL:043-223-3113 FAX:043-225-4012

Mail:kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp